

Radiata Increase



FP3級
2020 年 9 月
資産設計提案業務
過去問解説

Radiata Increase



FP3 級 2023 年 5 月 実技 個人資産相談業務 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2020年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランニング業務を行うに当たっては、関連業法を順守することが重要である。ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）の行為に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 生命保険募集人・保険仲立人の登録を受けていないFPが、変額年金保険の一般的な商品内容について説明を行った。
2. 投資助言・代理業の登録をしていないFPが、顧客と投資顧問契約を締結し、当該契約に基づいて 特定の上場株式の投資判断について助言をした。
3. 税理士資格を有していないFPが、顧客から相続財産に係る相続税額の計算を依頼されたため、業務提携をしている税理士を紹介し、業務を委ねた。

【答え】

1. 適切○

保険募集人、仲立人でない FP でも生命保険商品の一般的な説明や、保障額の試算・ライフプラン設計を行うことは可能です。
ただし、保険業法により保険の募集・契約を行ってははいけません。

2. 不適切×

金融商品取引業者として投資助言、代理業の登録を受けていない FP は、投資助言・代理業・投資運用業を行ってははいけません。
投資判断となる決済報告書、景気動向などを知らせることは投資助言とはならないため可能です。

3. 適切○

税理士資格を持たない FP は、具体的な税務相談や税務書類の作成を行ってははいけません。
また、有償・無償にかかわらず税務相談を行うことができませんが、仮の事例や、一般的な税法の解説を行うことができます。

従って、正解は【2】

問 2

下記は、小田家のキャッシュフロー表（一部抜粋）である。このキャッシュフロー表の空欄（ア）～（ウ）に入る数値とその求め方として、最も不適切なものはどれか。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

<小田家のキャッシュフロー表>

（単位：万円）

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦（年）			2020	2021	2022	2023	2024
家族・ 年齢	小田 康介	本人	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳
	美紀	妻	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳
	真央	長女	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
	優太郎	長男	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
ライフイベント				住宅購入		美紀 復職	真央 小学校入学
			変動率				
収入	給与収入（夫）	1%	420		（ア）		
	給与収入（妻）	1%	0	0	0	380	
	収入合計	—	420			813	821
支出	基本生活費	2%	278				
	住宅関連費	—	106	140	165	165	165
	教育費	—	20	20	20	30	70
	保険料	—	52	41	28	28	28
	一時的支出	—	0	1,000	0	0	0
	その他支出	—	10	10	10	10	10
	支出合計	—	466	1,495		528	574
年間収支			▲46		▲84	（イ）	247
金融資産残高			1,240			385	（ウ）

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2020年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄にしてある。

1. 空欄（ア）：「 $420 \times (1 + 0.01)^2 \div 428$ 」
2. 空欄（イ）：「 $813 - 528 = 285$ 」
3. 空欄（ウ）：「 $(385 + 247) \times (1 + 0.01) \div 638$ 」

【答え】

ア) 適切○

資料より、給与収入は基準年では 420 万円で変動率は 1%です。
2 年後の給与収入を求めるには、年利 1%を 2 年間複利計算すること
で求められます。

<小田家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1 年	2 年	3 年	4 年
西暦 (年)			2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3	2 0 2 4
家族・ 年齢	小田 康介	本人	3 2 歳	3 3 歳	3 4 歳	3 5 歳	3 6 歳
	美紀	妻	3 2 歳	3 3 歳	3 4 歳	3 5 歳	3 6 歳
	真央	長女	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳
	優太郎	長男	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳
ライフイベント				住宅購入		美紀 復職	真央 小学校入学
			変動率				
収入	給与収入 (夫)	1 %	4 2 0		(ア)		
	給与収入 (妻)	1 %	0	0	0	3 8 0	
	収入合計	—	4 2 0			8 1 3	8 2 1
支出	基本生活費	2 %	2 7 8				
	住宅関連費	—	1 0 6	1 4 0	1 6 5	1 6 5	1 6 5
	教育費	—	2 0	2 0	2 0	3 0	7 0
	保険料	—	5 2	4 1	2 8	2 8	2 8
	一時的支出	—	0	1, 0 0 0	0	0	0
	その他支出	—	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
	支出合計	—	4 6 6	1, 4 9 5		5 2 8	5 7 4
年間収支			▲ 4 6		▲ 8 4	(イ)	2 4 7
金融資産残高			1, 2 4 0			3 8 5	(ウ)

複利計算の計算式

元金 × (1 + 利率)^N 乗

$$420 \text{ 万円} \times (1 + 1\%)^2$$

※電卓での計算は、まず(1+0.01)を計算し 1.01。×を 2 回(=を年数-1 回)

$$1.01 \times \times = 1.0201$$

$$4,200,000 \text{ 円} \times 1.0201 = 4,284,420$$

万円未満を四捨五入すると 428 万円

イ)適切○

年間収支は

収入金額-支出金額=年間収支

<小田家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2020	2021	2022	2023	2024
家族・ 年齢	小田 康介	本人	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳
	美紀	妻	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳
	真央	長女	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
	優太郎	長男	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
ライフイベント		変動率		住宅購入		美紀 復職	真央 小学校入学
収入	給与収入(夫)	1%	420		(ア)		
	給与収入(妻)	1%	0	0	0	380	
	収入合計	—	420			813	821
支出	基本生活費	2%	278				
	住宅関連費	—	106	140	165	165	165
	教育費	—	20	20	20	30	70
	保険料	—	52	41	28	28	28
	一時的支出	—	0	1,000	0	0	0
	その他支出	—	10	10	10	10	10
	支出合計	—	466	1,495		528	574
年間収支			▲46		▲84	(イ)	247
金融資産残高		1%	1,240			385	(ウ)

資料より3年後の収入合計は813万円、支出合計は528万円です。
813万円-528万円=285万円

ウ)不適切×

金融資産残高は前年の金融資産残高を変動率で計算し、1年後の年間収支と合算させます。

<小田家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2020	2021	2022	2023	2024
家族・ 年齢	小田 康介	本人	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳
	美紀	妻	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳
	真央	長女	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
	優太郎	長男	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
ライフイベント		変動率		住宅購入		美紀 復職	真央 小学校入学
収入	給与収入(夫)	1%	420		(ア)		
	給与収入(妻)	1%	0	0	0	380	
	収入合計	—	420			813	821
支出	基本生活費	2%	278				
	住宅関連費	—	106	140	165	165	165
	教育費	—	20	20	20	30	70
	保険料	—	52	41	28	28	28
	一時的支出	—	0	1,000	0	0	0
	その他支出	—	10	10	10	10	10
	支出合計	—	466	1,495		528	574
年間収支			▲46		▲84	(イ)	247
金融資産残高		1%	1,240			385	(ウ)

まず変動率をかけた3年目の金融資産残高は

複利計算の計算式

元金×(1+利率)^{N乗}

385万円×(1+1%)=3,888,500円

3,888,500円+2,470,000円=6,358,500円

万円未満を四捨五入すると636万円

従って、正解は【ウ】

【第2問】下記の（問3）～（問5）について解答しなさい。

問3

下記＜資料＞に基づくMX株式会社の投資指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、購入時の手数料および税金は考慮しないこととし、計算結果については表示単位の小数点以下第3位を四捨五入すること。

＜資料：MX株式会社に関するデータ＞

株価	1,600円
1株当たり純利益（今期予想）	240円
1株当たり純資産	2,000円
1株当たり年間配当金（今期予想）	25円

1. 株価収益率（PER）は、15％である。
2. 株価純資産倍率（PBR）は、0.8倍である。
3. 配当利回りは、1.56％である。

【答え】

1) 不適切×

PER とは、株価が 1 株当たり純利益の何倍になっているかを表した指標です。

PER(倍)=株価÷1 株当たり 当期純利益(EPS)

EPS(1 株当たり 当期純利益)=当期純利益÷発行済株式数

PER が高いほど割高

PER が低いほど割安

<資料：MX株式会社に関するデータ>

株価	1,600円
1 株当たり純利益 (今期予想)	240円
1 株当たり純資産	2,000円
1 株当たり年間配当金 (今期予想)	25円

1,600 円÷240 円=6.666…

PER=6.66 倍

2) 適切○

PBR とは、株価が 1 株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標 PBR(倍)=株価÷1 株当たり純資産(BPS)

BPS(1 株当たり純資産)=純資産÷発行済株式数

- ・ PBR が低い(1 倍に近い)ほど割安
- ・ PBR が高いほど割高

<資料：MX株式会社に関するデータ>

株価	1,600円
1 株当たり純利益 (今期予想)	240円
1 株当たり純資産	2,000円
1 株当たり年間配当金 (今期予想)	25円

1,600 万円÷2,000 円=0.8

PBR=0.8 倍

3) 適切○

配当利回りは株価に対して何%の配当を出しているかを示します。

配当利回り=1株当たり年間配当金÷株価×100

＜資料：MX株式会社に関するデータ＞

株価	1,600円
1株当たり純利益（今期予想）	240円
1株当たり純資産	2,000円
1株当たり年間配当金（今期予想）	25円

25円÷1,600円×100=1.5625%

配当利回り=1.56%

従って、正解は【1】

問 4

会社員の湯本さんは、FPの牧村さんに、NISA（少額投資非課税制度）およびつみたてNISA（非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度）の特徴や注意点について質問をした。次の牧村さんの回答のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「NISAは、上場株式を投資対象とすることができます。」
2. 「つみたてNISAは、個人向け国債を投資対象とすることができます。」
3. 「NISAやつみたてNISAで売却損が出た場合、一般口座で生じた売却益などと相殺することができないため注意が必要です。」

【答え】

1) 適切○

NISA で非課税となる対象 → 上場株式・公募株式投資信託、J-REIT(上場不動産投資信託、ETF(上場投資信託)などの配当金・分配金・譲渡益。

2) 不適切×

つみたてNISAの対象商品は、一定の条件を満たした公募投資信託(株式型・バランス型)とETFに限定されています。

3) 適切○

NISA口座やつきたてNISAで売却損がでて、一般口座との相殺はできません。

従って、正解は【2】

問 5

下記＜資料＞の投資信託を30万口購入する場合の購入金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、円未満を切り捨てること。

＜資料＞

約定日の基準価額（1万口当たり）	13,284円
購入時手数料（税込み）	2.20%
運用管理費用（信託報酬・税込み）	年1.57%

1. 404,776円

2. 407,287円

3. 413,544円

【答え】

＜資料＞

約定日の基準価額（1万口当たり）	13,284円
購入時手数料（税込み）	2.20%
運用管理費用（信託報酬・税込み）	年1.57%

1万口あたり 13,284 円ですので、
一口の値段は $13,284 \div 10,000 = 1.3284$ 円

30万口購入すると
 $1.3284 \times 300,000 = 398,520$ 円

購入手数料は 2.20% ですので
 $398,520 \text{ 円} \times 2.20\% = 8,767.44 \rightarrow 8,767$ 円

$398,520 \text{ 円} + 8,767 \text{ 円} = 407,287$ 円

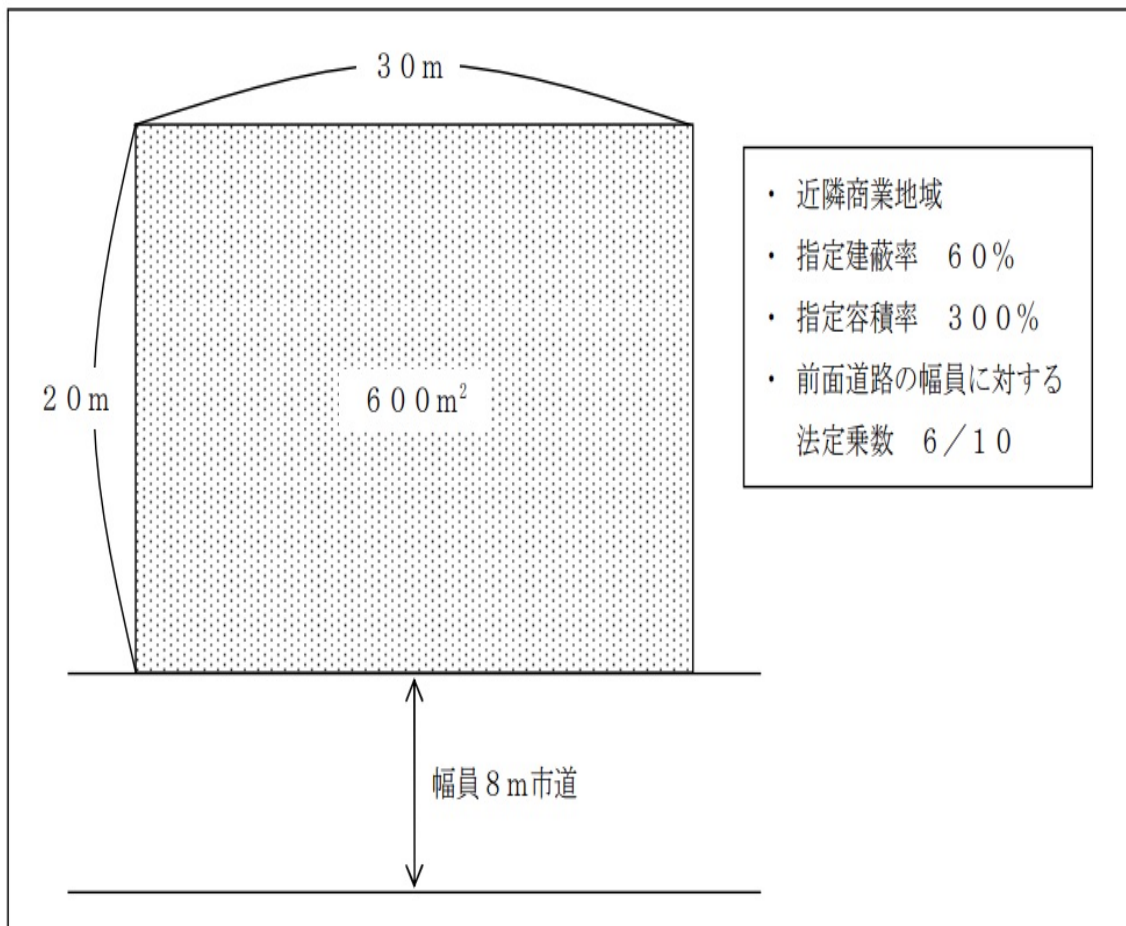
従って、正解は 【2】

【第3問】下記の（問6）、（問7）について解答しなさい。

問6

建築基準法に従い、下記＜資料＞の土地に建築物を建築する場合、その土地に対する建築物の建築面積の最高限度として、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

＜資料＞

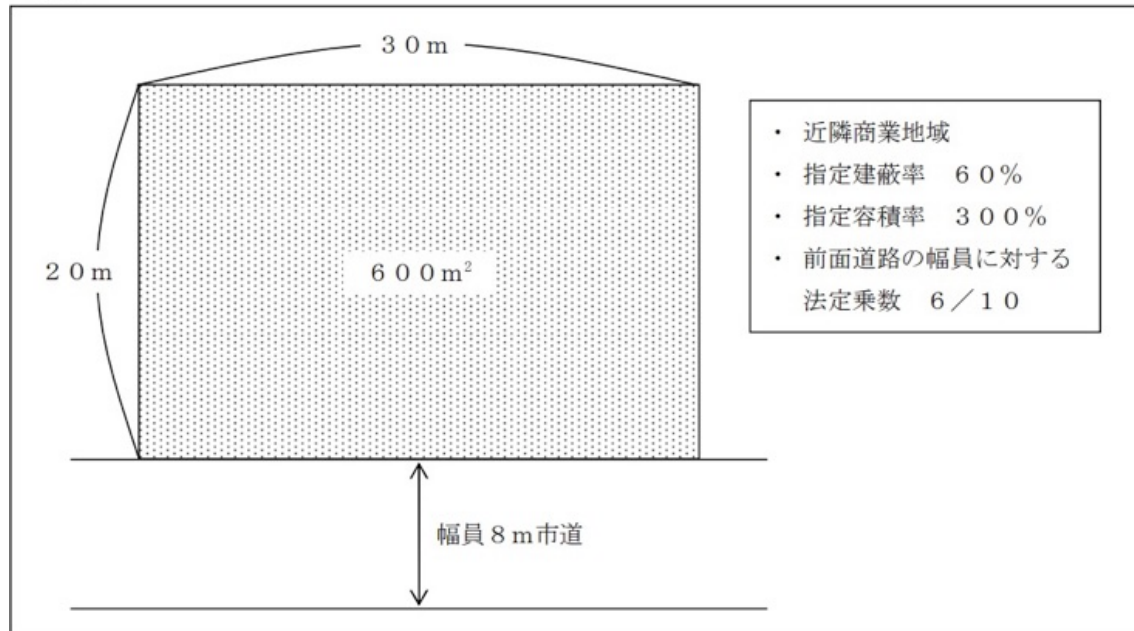


1. 360m²
2. 1,800m²
3. 2,880m²

【答え】

建築面積の最高限度=敷地面積×建ぺい率

<資料>



$$600 \text{ m}^2 \times 60\% = 360 \text{ m}^2$$

従って、正解は【1】

問 7

下記は、不動産の取得および保有に係る税金についてまとめた表である。下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

税金の種類	課税主体	納税義務者（原則）	課税標準（原則）
不動産取得税	都道府県	不動産の取得者。ただし、（ア）により取得した場合は非課税	固定資産税評価額
登録免許税	国	登記を受ける者	抵当権設定登記等を除き、（イ）
固定資産税	（ウ）	1月1日現在の固定資産の所有者	固定資産税評価額

1. （ア）贈与 （イ）相続税評価額 （ウ）市町村（東京23区は東京都）
2. （ア）相続 （イ）固定資産税評価額 （ウ）市町村（東京23区は東京都）
3. （ア）贈与 （イ）固定資産税評価額 （ウ）都道府県

【答え】

ア) 不動産を取得した理由が相続だった場合、不動産取得税はかかりません。

イ) 不動産の登録免許税の課税標準は固定資産税評価額です。

ウ) 固定資産税の評価額は3年に1度、市町村によって評価替えが行われます。評価割合としては70%です。

従って、正解は【2】

【第4問】下記の（問8）～（問10）について解答しなさい。

問8

近藤康孝さんが加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、保険契約は有効に継続しているものとし、康孝さんはこれまでに＜資料＞の保険から保険金および給付金を一度も受け取っていないものとする。

＜資料＞

保険証券記号番号 〇〇△△××□□		定期保険特約付終身保険	
保険契約者	近藤 康孝 様		保険契約者印
被保険者	近藤 康孝 様 契約年齢49歳 1966年10月12日生まれ 男性		
受取人	(死亡保険金) 近藤 律子 様 (妻)	受取割合 10割	
◆ご契約内容			◆お払い込みいただく合計保険料
終身保険金額（主契約保険金額）500万円			毎回 ××, ×××円
定期保険特約保険金額 3,500万円			[保険料払込方法（回数）] 団体月払い
特定疾病保障定期保険特約保険金額 500万円			◇社員配当金支払方法 利息をつけて積立て
傷害特約保険金額 500万円			◇特約の払込期間および保険期間 10年
災害入院特約〔本人・妻型〕入院5日目から 日額5,000円			
疾病入院特約〔本人・妻型〕入院5日目から 日額5,000円			
不慮の事故や疾病により所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて手術給付金（入院給付金日額の10倍・20倍・40倍）を支払います。			
※妻の場合は、本人の給付金の6割の日額となります。			
生活習慣病入院特約 入院5日目から 日額5,000円			
リビング・ニーズ特約			

近藤康孝さんが、2020年中に結核により連続して42日間入院（手術は受けていない）した場合に支払われる給付金は、合計（ア）である。

1. 190,000円
2. 210,000円
3. 380,000円

【答え】

◆ご契約内容

終身保険金額（主契約保険金額）	500万円
定期保険特約保険金額	3,500万円
特定疾病保障定期保険特約保険金額	500万円
傷害特約保険金額	500万円
災害入院特約〔本人・妻型〕入院5日目から	日額5,000円
疾病入院特約〔本人・妻型〕入院5日目から	日額5,000円
不慮の事故や疾病により所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて手術給付金（入院給付金日額の10倍・20倍・40倍）を支払います。	
※妻の場合は、本人の給付金の6割の日額となります。	
生活習慣病入院特約	入院5日目から 日額5,000円
リビング・ニーズ特約	

病気の治療を目的とした場合は疾病として**疾病入院特約**から支給されます。

入院5日目からの支給ですので、42日間の入院だと38日分の支給が受けられます。

5,000円×38日=190,000円

従って、正解は【1】

問 9

損害保険の用語に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 再調達価額とは、保険の対象と同等のものを新たに建築または購入するのに必要な金額のことである。
2. 保険料率とは、契約者から支払われた保険料の総額に対する保険会社が支払った保険金の総額の割合のことである。
3. 一部保険とは、保険金額が保険の対象の価額（保険価額）に満たない保険のことである。

【答え】

1) 適切○

再調達価額とは、万が一補償対象物件が被災等した場合に、対象と同等のものを新築・再購入するために必要な資金のことです。

2) 不適切×

保険料率は予定死亡率や予定利率、予定事業費率によって決められます。

3) 適切○

損害保険では、

- ・ 保険をかける対象の見積額を保険価額
- ・ 実際に保険会社が補償する金額を保険金額といいます。

上記の関係から

保険価額 < 保険金額 保険金額が大きい場合は超過保険

保険価額 > 保険金額 保険価額が大きい場合は一部保険

保険価額 = 保険金額 両方が等しい場合は全部保険

従って、正解は【2】

問 1 0

自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、加害車両が複数の場合については考慮しないものとする。

1. 自動車事故により他人を死亡させた場合、自賠責保険から死亡による損害に対して支払われる保険金の限度額は被害者 1 名につき 3, 0 0 0 万円である。
2. 自動車事故により他人にケガを負わせた場合、自賠責保険から傷害による損害に対して支払われる保険金の限度額は被害者 1 名につき 1 2 0 万円である。
3. 自動車事故により他人に後遺障害を負わせた場合、自賠責保険から後遺障害による損害に対して支払われる保険金の限度額は被害者 1 名につき障害等級に応じて最高 2, 0 0 0 万円である。

【答え】

1) 適切○

自賠責保険は対人賠償事故のみの補償で、被害者 1 人あたり死亡・後遺障害について、3000 万円(但し、常に介護を要する重度の後遺障害については 4000 万円)が支払われ、傷害については別に 120 万円が支払われます。 対物は対象外です。

2) 適切○

自賠責保険は対人賠償事故のみの補償で、被害者 1 人あたり死亡・後遺障害について、3000 万円(但し、常に介護を要する重度の後遺障害については 4000 万円)が支払われ、傷害については別に 120 万円が支払われます。 対物は対象外です。

3) 不適切×

自賠責保険は対人賠償事故のみの補償で、被害者 1 人あたり死亡・後遺障害について、3000 万円(但し、常に介護を要する重度の後遺障害については 4000 万円)が支払われ、傷害については別に 120 万円が支払われます。 対物は対象外です。

従って、正解は【3】

【第5問】下記の（問11）、（問12）について解答しなさい。

問11

給与所得者である浜松さんは、2020年中に住宅ローンを利用してマンションを購入し、直ちに居住を開始した。浜松さんは所得税で住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）の適用を受けたいと考え、FPで税理士でもある工藤さんに相談をした。工藤さんが行った住宅ローン控除に関する次の説明のうち、最も適切なものはどれか。

1. 「住宅ローンの返済期間が10年以上でなければ適用を受けることができません。」
2. 「住宅ローン控除の適用対象となる住宅の床面積は40m²以上とされています。」
3. 「住宅ローン控除は、その年分の合計所得金額が2,000万円以下でなければ適用を受けることができません。」

【答え】

1) 適切○

住宅ローン控除の適用要件として償還期間は10年以上です。住宅ローンの繰上げ返済によって返済期間が10年未満になると、その年以後は住宅ローン控除を受けることができません。

2) 不適切×

住宅借入金等特別控除の適用要件として、住宅の床面積が50m²以上で、床面積の半分以上(1/2)の部分が自分で居住されるためのものであれば、対象となります。

3) 不適切×

住宅ローン控除の適用を受けるためには、適用を受けるその年の合計所得金額が3,000万円以下でなければならないという要件があります。

従って、正解は【1】

問 1 2

宮本さんは、20年前に購入し、現在居住している自宅の土地および建物を売却する予定である。売却に係る状況が下記〈資料〉のとおりである場合、所得税における課税長期譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

〈資料〉

- ・ 譲渡価額（合計）：7,000万円
- ・ 取得費（合計）：2,800万円
- ・ 譲渡費用（合計）：200万円

※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。

※所得控除は考慮しないものとする。

1. 4,000万円
2. 1,200万円
3. 1,000万円

【答え】

譲渡した年の1月1日での所有期間が5年以上か以下で長期譲渡所得・短期譲渡所得が変わります。

また、土地・建物の譲渡所得は $\text{総収入金額(譲渡価格)} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$

- ・取得費は【取得にかかった金額+設備費+改良費—減価償却費】
- ・取得費が不明な場合や実際の取得費が収入金額の5%より少ない場合は、**収入金額の5%を取得費**とすることができます。(概算取得費)

〈資料〉

- ・譲渡価額(合計): 7,000万円
- ・取得費(合計): 2,800万円
- ・譲渡費用(合計): 200万円

※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。

※所得控除は考慮しないものとする。

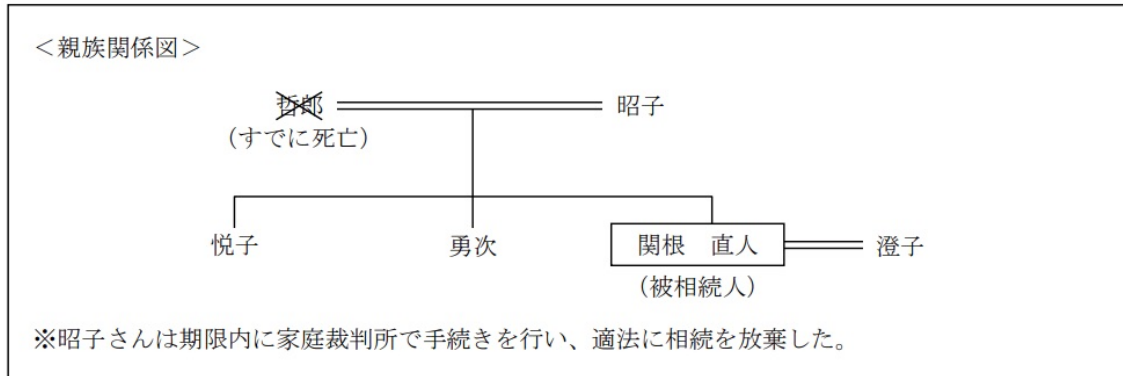
$$7,000 \text{ 万円} - (2,800 \text{ 万円} + 200 \text{ 万円}) - 3,000 \text{ 万円} = 1,000 \text{ 万円}$$

従って、正解は【3】

【第6問】下記の（問13）～（問15）について解答しなさい。

問13

2020年9月2日に相続が開始された関根直人さん（被相続人）の＜親族関係図＞が下記のとおりである場合、民法上の相続人および法定相続分の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

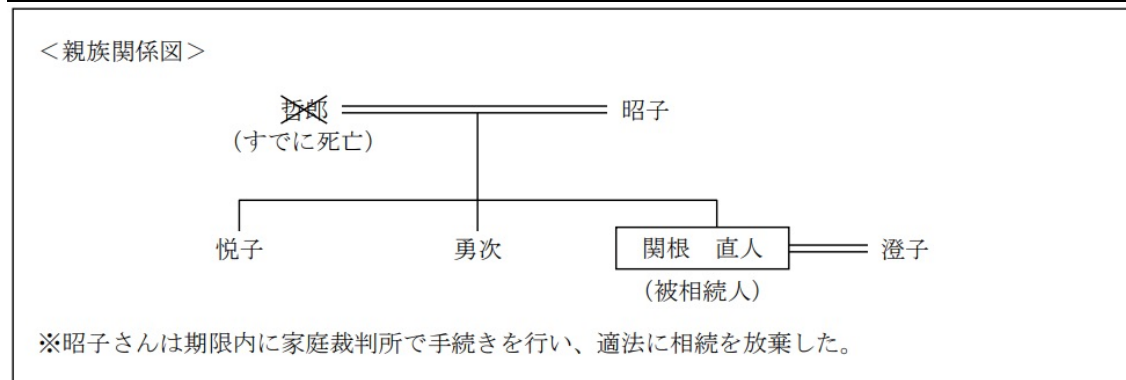


1. 澄子 1／2 悦子 1／4 勇次 1／4
2. 澄子 2／3 悦子 1／6 勇次 1／6
3. 澄子 3／4 悦子 1／8 勇次 1／8

【答え】

●相続人の範囲と順位、法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2 で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父 母の順	1/3 で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1, 第2 がない	1/4 で均等分	3/4	すべてを均等



相続人の範囲では、第1順位から、相続人がいない場合には順位が移行します。

本問では第1順位の子がいないので、第2順位へ移行しますが、直系尊属の昭子さんも資料より相続を放棄しておりますので、**第3順位の兄弟姉妹**が相続人となります。

従って配偶者は **3/4** となり、兄弟姉妹は **1/4** を **2名** で分けるので、**各 1/8**

従って、正解は【3】

問 1 4

下記は、普通方式による遺言の特徴等についてまとめた表である。下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値または語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、問題作成の都合上、表の一部を空欄（***）としている。

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言可能年齢	（ ア ） 歳以上		
証人	不要	（ イ ） の証人が必要	
検認	***	（ ウ ）	***

- 1. （ア） 1 5 （イ） 2 人以上 （ウ） 不要
- 2. （ア） 1 5 （イ） 3 人以上 （ウ） 不要
- 3. （ア） 2 0 （イ） 2 人以上 （ウ） 必要

【答え】

満 15 歳以上であれば、遺言をすることが可能です。

公正証書遺言は、公証人が遺言者の遺言を筆記し公証役場へ保管します。 家庭裁判所への検認は不要で、証人は、未成年者、推定相続人、推定相続人の配偶者や直系血族以外で 2 名以上必要です。

従って、正解は【1】

問 1 5

F Pで税理士でもある長谷川さんは、山田周平さん（67歳）から相続時精算課税制度に関する相談を受けた。周平さんからの相談内容に関する記録は、下記＜資料＞のとおりである。この相談に対する長谷川さんの回答の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

＜資料＞

〔相談記録〕

相談日：2020年9月2日

相談者：山田周平 様（67歳）

相談内容：相続時精算課税制度を活用して、周平様のご子息である雄太様（30歳）に事業用資金として現金3,000万円を贈与したいと考えている。この贈与について相続時精算課税制度を適用した場合の贈与税の計算における控除額や税率について知りたい。なお、雄太様は、周平様からの贈与について相続時精算課税制度の適用を受けたことはない。

〔長谷川さんの回答〕

「ご相談のあった贈与について相続時精算課税制度の適用を受ける場合、原則として、贈与をした年の1月1日において、贈与者である親や祖父母が（ア）歳以上、受贈者である子や孫が20歳以上であることが必要とされます。周平様と雄太様はこれらの要件を満たしていますので、所定の手続きをし、特別控除として最大（イ）万円の控除を受けることができます。今回贈与を考えている現金の金額は3,000万円であり、（イ）万円を超えています。この超えた部分については、（ウ）%の税率を乗じて計算した贈与税が課されます。」

1. （ア） 6 5 （イ） 2, 0 0 0 （ウ） 2 0
2. （ア） 6 0 （イ） 2, 5 0 0 （ウ） 2 0
3. （ア） 6 5 （イ） 2, 5 0 0 （ウ） 1 0

【答え】

相続時精算課税制度は、満 20 歳以上の子か孫が、60 歳以上の父母や祖父母からの贈与の場合に適用されます。

相続時精算課税制度を選択した場合の贈与額は特別控除額 2,500 万円を控除し、その金額を超えた金額には一律 20% 乗じて計算されます。この制度を利用したら暦年課税には戻れません。

従って、正解は【2】

【第7問】 下記の（問16）～（問20）について解答しなさい。

＜設例＞

布施秀則さんは株式会社RTに勤める会社員である。秀則さんは40歳代半ばを過ぎたこともあり、今後の生活設計について、FPで税理士でもある大垣さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2020年9月1日現在のものである。

〔家族構成（同居家族）〕

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
布施 秀則	本人	1972年 9月20日	47歳	会社員
美鈴	妻	1974年 7月18日	46歳	専業主婦
綾香	長女	2002年11月 5日	17歳	高校生

〔保有財産（時価）〕 (単位：万円)

金融資産	
普通預金	480
定期預金	600
財形年金貯蓄	220
個人向け国債	50
上場株式	200
生命保険（解約返戻金相当額）	80
不動産（自宅マンション）	2,300

〔負債残高〕

住宅ローン（自宅）：1,700万円（債務者は秀則さん、団体信用生命保険付き）

〔その他〕

上記以外については、各設問において特に指定のない限り一切考慮しないこととする。

問 1 6

F Pの大垣さんは、布施家の2020年9月1日時点でのバランスシートを作成した。下表の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、＜設例＞に基づいて解答することとする。また、問題作成の都合上、バランスシートの「資産」および「負債」の内訳の記載を省略している。

＜布施家のバランスシート＞

(単位：万円)

[資産]	XXX	[負債]	XXX
		[純資産]	(ア)
資産合計	XXX	負債・純資産合計	XXX

- 1. 2,030 (万円)
- 2. 2,150 (万円)
- 3. 2,230 (万円)

【答え】

純資産を求める場合には、**資産合計額-負債合計額**で求められます。

[保有財産（時価）]

（単位：万円）

金融資産	
普通預金	480
定期預金	600
財形年金貯蓄	220
個人向け国債	50
上場株式	200
生命保険（解約返戻金相当額）	80
不動産（自宅マンション）	2,300

[負債残高]

住宅ローン（自宅）：1,700万円（債務者は秀則さん、団体信用生命保険付き）

・資産合計は

普通預金 480 万円+定期預金 600 万円+財形年金貯蓄 220 万円+個人向け国債 50 万円+上場株式 200 万円+生命保険 80 万円+不動産 2,300 万円=3,930 万円

負債は住宅ローンの 1,700 万円です。

※住宅ローンの団体信用生命保険は、**債務者が死亡・高度障害の場合**には保険料 を保険会社がローン会社へ支払いを行います。

資産合計 3,930 万円-負債合計 1,700 万円=2,230 万円

従って、正解は【3】

問 17

秀則さんは、今後 15 年間で毎年 36 万円ずつ積立貯蓄をして、老後の資金準備をしたいと考えている。積立期間中に年利 2.0 % で複利運用できるものとした場合、15 年後の積立金額として、正しいものはどれか。なお、下記＜資料＞の 3 つの係数の中から最も適切な係数を選択して計算し、解答に当たっては、千円未満を四捨五入すること。また、税金や記載のない事項については一切考慮しないこととする。

＜資料：係数早見表（年利 2.0 %）＞

	終価係数	年金終価係数	年金現価係数
15 年	1.346	17.293	12.849

＊記載されている数値は正しいものとする。

1. 7,268,000 円
2. 6,225,000 円
3. 4,626,000 円

【答え】

毎年一定額を積立た場合の一定期間後の元利合計を求めるには年金終価係数です。

本問では毎年 36 万円を複利運用し積み立て、15 年後の合計額は？

毎年積み立てる金額×年金終価係数=一定期間後の合計額

＜資料：係数早見表（年利 2.0%）＞

	終価係数	年金終価係数	年金現価係数
15 年	1.346	17.293	12.849

*記載されている数値は正しいものとする。

360,000 円×17.293=6,225,480 円

円未満四捨五入により 6,225,000 円

従って、正解は【2】

問 1 8

秀則さん、美鈴さんが加入している生命保険は下表のとおりである。
 下表の契約A～Cについて、保険金・給付金が支払われた場合の課税関係に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

	保険種類	保険料 払込方法	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	満期保険金 受取人	保険期間
契約A	終身保険	月払い	秀則	秀則	美鈴	－	終身
契約B	医療保険	月払い	美鈴	美鈴	－	－	終身
契約C	養老保険	年払い	秀則	美鈴	秀則	秀則	20年間

1. 契約A：秀則さんが死亡し、美鈴さんが死亡保険金を受け取った場合は、所得税・住民税の課税対象となる。

2. 契約B：美鈴さんが受け取った入院給付金は、所得税・住民税の課税対象となる。

3. 契約C：秀則さんが受け取る満期保険金は、所得税・住民税の課税対象となる。

【答え】

	保険種類	保険料 払込方法	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	満期保険金 受取人	保険期間
契約A	終身保険	月払い	秀則	秀則	美鈴	－	終身
契約B	医療保険	月払い	美鈴	美鈴	－	－	終身
契約C	養老保険	年払い	秀則	美鈴	秀則	秀則	20年間

1) 不適切×

契約者、被保険者が同一人物である場合には、**相続税の課税対象**です。

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	・ 所得税 ・ 住民税 (一時所得)
A	B	C	贈与税

2) 不適切×

入院給付金は、入院費の補填などを目的としており、収益(儲け)ではないため、**非課税**です。

3) 適切○

保険契約者、保険金の受取人が同一人物である場合には一時所得として、**所得税・住民税の課税対象**です。

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	・ 所得税 ・ 住民税 (一時所得)
A	B	C	贈与税

従って、正解は【3】

問 19

秀則さんは、通常65歳から支給される老齢基礎年金を繰り下げて受給できることを知り、FPの大垣さんに質問をした。老齢基礎年金の繰下げ受給に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、老齢基礎年金の受給要件は満たしているものとする。

1. 老齢基礎年金を繰下げ受給した場合の年金額の増額は生涯続く。
2. 老齢基礎年金を繰下げ受給した場合の年金額は、繰下げ月数1月当たり0.5%の割合で増額された額となる。
3. 老齢基礎年金を繰下げ受給した場合、老齢厚生年金も同時に繰下げ受給しなければならない。

【答え】

1) 適切○

老齢基礎年金及び、老齢厚生年金の繰り上げ、繰り下げ裁定の取り消しや変更はできません。

繰り下げ受給した場合、一定の年金額を受給し続けることとなります。

2) 不適切×

老齢基礎年金及び、老齢厚生年金の繰上げ支給および繰下げ支給では

・繰り上げ 繰り上げた月数×0.5%分が老齢基礎(厚生)年金額から減算

・繰り下げ繰り下げた月数×0.7%分が老齢基礎(厚生)年金に加算

3) 不適切×

繰下げ支給では老齢基礎年金と老齢厚生年金それぞれに別々に選択できます。従って、いずれかの年金のみを繰り下げて受給することも可能です。

なお、繰上げ支給は両方とも同時に請求しなくてはなりません。

従って、正解は【1】

問 2 0

秀則さんの年金加入歴は下記のとおりである。仮に、秀則さんが現時点（47歳）で死亡した場合、秀則さんの死亡時点において妻の美鈴さんに支給される公的年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、秀則さんは、入社時（22歳）から死亡時まで厚生年金保険に加入しているものとし、遺族給付における生計維持要件は満たされているものとする。



1. 死亡一時金と遺族厚生年金が支給される。
2. 遺族厚生年金のみが支給される。
3. 遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。

【答え】

・遺族基礎年金の支給要件は、被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上ある者が死亡したとき、死亡した者によって生計を維持されていた、子のある配偶者・子へ支給

※子:18 歳到達年度の末日(3 月 31 日)を経過していない子
20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の子かつ未婚。

また、遺族厚生年金は、遺族基礎年金に上乗せして受け取れるもので、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合に受け取れます。
受給できる遺族の範囲は、妻、子、孫、および 55 歳以上の夫、父母、祖父母となっていて、受給者がいない場合に順位が移動する。

・遺族厚生年金の額は、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の 4 分の 3 ですが、その被保険者期間が 300 月(25 年)未満の場合、300 月とみなして計算します。

・厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない 40 歳以上から 65 歳になる前(中高齢の時期)までの妻の遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算額(有期年金)が加算支給されます。(子がいても、子が遺族基礎年金の加算対象外であった場合、妻が 40 歳以上であれば支給)

死亡一時金は第 1 号被保険者として保険料を納めた月数が 36 月(3 年)以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族に支給されます。

※死亡した人と生計を同じくしていた遺族とは
配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹で遺族基礎年金を受給できない人)

本問では、家族構成として 17 歳の子がいます。

[家族構成（同居家族）]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
布施 秀則	本人	1972年 9月20日	47歳	会社員
美鈴	妻	1974年 7月18日	46歳	専業主婦
綾香	長女	2002年11月 5日	17歳	高校生



18 歳未満の子のある配偶者として、**遺族基礎年金**と、秀則さんが厚生年金加入者であるため、**遺族厚生年金が支給**されます。

秀則さんは厚生年金加入者で第 2 号被保険者ですので、死亡一時金は支給されません。

従って、正解は【3】

—終—